別表第七の一の部生産電気システム技術科の項中

建物その他の工作物	教室 実験室 実習室 情報処理実習室
機械	電気機器工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機械類 工作用機械類 工具類 計測機器類 教材類
その他	

を

建物その他の工作物	教室 実験室 実習室 情報処理実習室
機械	電気機器工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機械類 工作用機械類 工具類 計測機器類 教材類 ソフトウェア類
その他	

に改める。

別表第八中「(一)」を「㈠」に、「(二)」を「㈡」に、「(三)」を「㈢」に改める。

別表第十一の金属表面処理科の項中「廃水」を「排水」に改め、同表自動車製造科の項中「燃料及び潤滑油」を「燃料及び潤滑剤」に改め、同表航空機製造科の項中「ぎ装」を「艤装」に改め、同表鉄道車両科の項中「ぎ装」を「艤装」に、「製図」を「機械製図」に改め、同表造船科の項中「ぎ装」を「艤装」に改め、同表クレーン科項中「重量」を「質量」に、「玉掛け及び合図」を「玉掛け及び合図の方法」に、「整備法」を「保守」に改める。

第二条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「定める専門課程」の下に「又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程」を加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二号中「（福祉工学科に係るものを除く。）」の下に「、特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則による職業能力開発総合大学校の専門課程及び応用課程の高度職業訓練を含む。）」を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第四条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項第十二号中「職業能力開発総合大学校の」の下に「総合課程又は」を加え、同条第六項第二号中「職業能力開発総合大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）若しくは応用課程」を削り、同条第九項第二号中「、職業能力開発大学校又は」を「の特定専門課程又は職業能力開発大学校若しくは」に改める。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第五条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「職業能力開発総合大学校の」の下に「総合課程又は」を加え、同条第六項第四号中「職業能力開発総合大学校の専門課程（訓練期間三年以上のものに限る。）若しくは応用課程、」を削り、同条第九項第三号中「、職業能力開発大学校又は」を「の特定専門課程又は職業能力開発大学校若しくは」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に、鋳造科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、めつき科、陽極酸化処理科、機械加工科、精密加工科、機械製図科、機械技術科、第二種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車体整備科、航空機製造科、鉄道車両製造科、造船科、時計修理科、光学ガラス加工科、光学機器製造科、計測機器製造科、理化学器械製造科、縫製機械整備科、クレーン運転科、建設機械運転科、港湾荷役科、ＯＡシステム科、ソフトウェア管理科、データベース管理科、プログラム設計科、システム設計科又はデータベース設計科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる鋳造科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、めつき科、陽極酸化処理科、機械加工科、精密加工科、機械製図科、機械技術科、第二種自動車系自動車整備科、鉄道車両製造科、造船科、時計修理科、光学ガラス加工科、光学機器製造科、計測機器製造科、理化学器械製造科、縫製機械整備科、クレーン運転科、建設機械運転科、港湾荷役科、ＯＡシステム科、ソフトウェア管理科、データベース管理科、プログラム設計科、システム設計科又はデータベース設計科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第二に定めるところにより行われる訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　この省令の施行の際現に、電気技術科、電子技術科、電気エネルギー制御科、電子情報技術科若しくは生産電気システム技術科に係る専門課程又は応用課程の高度職業訓練を受けている者に対してそれぞれ新規則別表第六又は別表第七に定めるところによる電気技術科、電子技術科、電気エネルギー制御科、電子情報技術科若しくは生産電気システム技術科に係る専門課程若しくは応用課程又は特定専門課程若しくは特定応用課程の高度職業訓練を行う場合においては、当該高度職業訓練を受けている者の受けた旧規則別表第六又は別表第七に定めるところにより行われる訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第六及び別表第七に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

3　この省令の施行の際現に、鋳造科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、めつき科、陽極酸化処理科、機械加工科、精密加工科、機械製図科、機械技術科、第二種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車体整備科、航空機製造科、鉄道車両製造科、造船科、時計修理科、光学ガラス加工科、光学機器製造科、計測機器製造科、理化学器械製造科、縫製機械整備科、クレーン運転科、建設機械運転科、港湾荷役科、ＯＡシステム科、ソフトウェア管理科、データベース管理科、プログラム設計科、システム設計科又はデータベース設計科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対する普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。